



市販薬も 減税対象になりました！

平成29年1月から
「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が
新たに施行されることになりました。

セルフメディケーションを促進させる為に、特定の成分を含んだ医薬品の年間購入額が合計12,000円を超えた場合（上限は88,000円）、その超えた部分について、総所得金額から控除されることとなります。

これまでの「医療費控除」も継続されますが、「セルフメディケーション税制」のどちらか一方を選択することとなります。

対象となる人



次の①と②に該当する人

- ① 病気の予防のために、「特定健診」「予防接種」「定期健診」「健康診断」「がん検診」などのいずれかを受けている
- ② マークが印字されている医薬品を購入した本人・家計が同じ家族や親族（別居も可）

対象の市販薬



このマークがついている薬です。

主に医療用から転用された医薬品ですが、全てが対象ではありません。

対象となる薬は厚生労働省ホームページで確認できます。

対象の市販薬

平成29年1月1日～12月31日までの年間購入額が12,000円を超えた時、その超えた部分の金額が所得控除の対象となります。

（上限金額は88,000円）

手続き

平成29年1月1日～12月31日分は

平成30年2月中旬～3月中旬の確定申告で手続きしてください。

※確定申告については、お近くの税務署または国税庁のホームページをご覧ください。